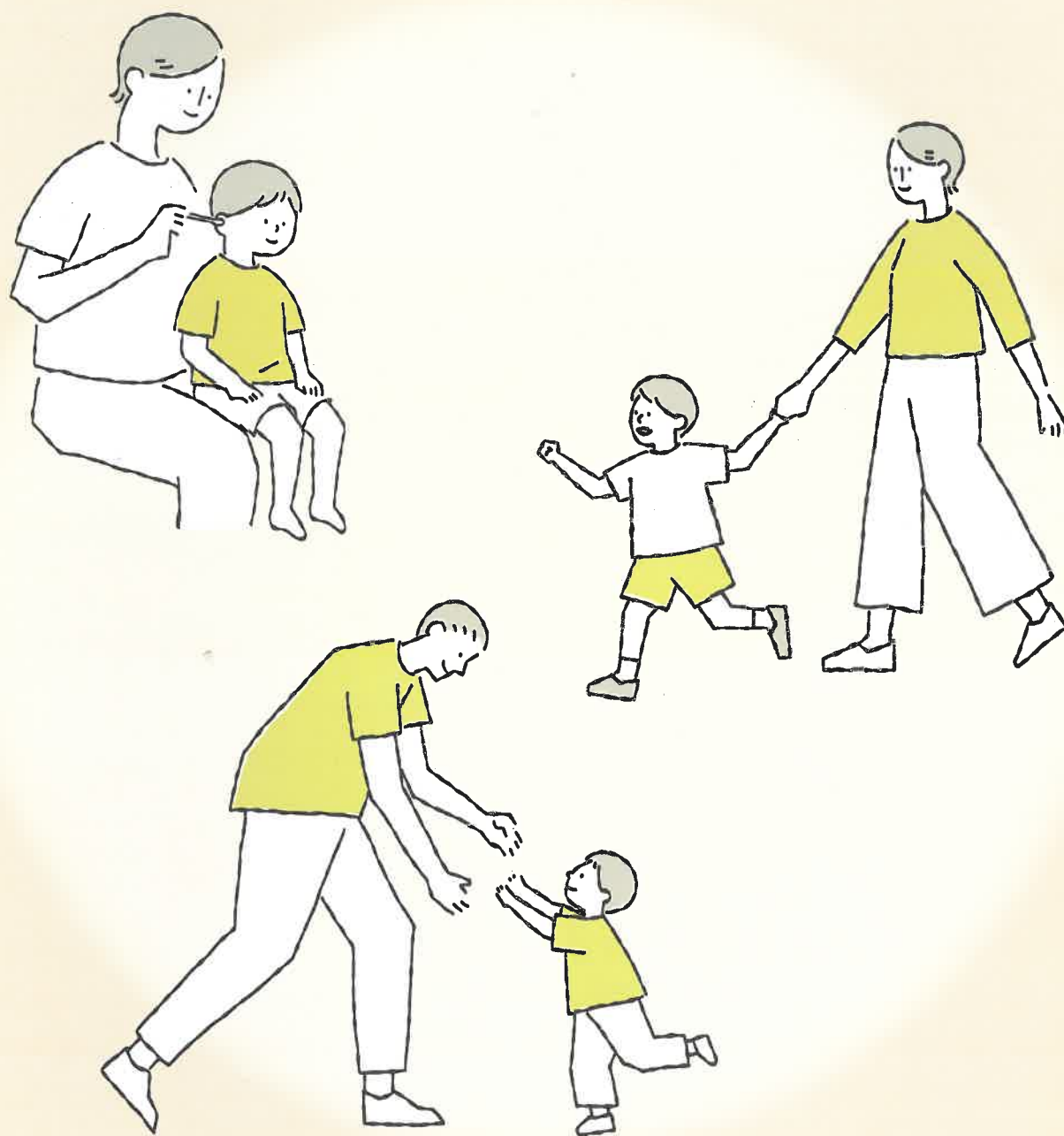


令和8年度版

児童扶養手当のしおり



徳島県



し ど う ふ よ う て あ て

児童扶養手当とは

父^ふ母^ぼの離婚^{りこん}などで父^{ちち}または母^{はは}と生計^{せいけい}を同じくしていない児童^{おな}を監護^{しどう}・養育^{かんご}している方^{よういく}に支給^{かた}されるものです。

なお、児童扶養手当^{しどうふようてあてしきゅう}の支給^{しきゅう}は、監護^{かんご}・養育^{よういく}されている児童^{しどう}が18歳^{さい}に達^{たっ}した年度^{ねんど}末^{まつ}(政令^{せいれい}で定める障^{さだ}がいのある児童^{しどう}の場合は20歳^{さい}(ただし、再認定^{さいにんてい}の請求^{せいきゅう}が必要^{ひつよう}))までです。



て あ て う が た

手当を受けられる方は

日本国内^{にほんこくない}にお住まい^すで(住^{じゅう}民基本台帳^{みんきほんだいちょう}に記録^{きろく}されている外国^{がいこく}人も含ま^{ふく}れます。)、次のような児童^{しどう}(手当^{てあて}の対象^{たいしょう}となる児童^{しどう})を監護^{かんご}しているお母^{かあ}さん、お父^{とう}さん(お父^{とう}さんの場合^{ばい}は、生計^{せいけい}を同じくしていることが必要^{ひつよう})や養育^{よういく}している祖父母^{そふぼ}、おじ、おば、きょうだいその他の方^{たかた}です。

なお、公的年金^{こうてきねんきん}(例えば、老齢年金^{らうれいねんきん}・障^{しょう}害年金^{がいねんきん}・遺族年金^{いぞくねんきん}など)を受けている方^う(受け^{かた}ることができるようになった方^{かた}も含ま^{ふく}みます。))については、年金^{ねんきん}の額^{がく}に應^{おう}じて、手当^{てあて}の額^{がく}の一部^{いちぶ}が支給^{しきゅう}(額^{がく}に應^{おう}じて全て支給^{しきゅう}停止^{ていし}の場合^{ばい}もあります。))されます。

くわしくは、各市役所^{かくしやくしょ}または町^{ちよう}村役場^{そんやくば}の児童扶養手当担当課^{しどうふようてあてたんとうか}へおたずねください。

手当の対象となる児童

- 父^ふ母^ぼが離婚^{りこん}した児童^{しどう}
- 父^{ちち}または母^{はは}が死亡^{しぼう}した児童^{しどう}
- 父^{ちち}または母^{はは}が政令^{せいれい}で定める障^{さだ}がいのある児童^{しどう}
- 父^{ちち}または母^{はは}が生死不明^{せいしふめい}な児童^{しどう}
- 父^{ちち}または母^{はは}が1年以上^{ねんいじょうい}遺棄^きしている児童^{しどう}
- 父^{ちち}または母^{はは}が裁判所^{さいばんしょ}からのD・V保護命令^{でいぷいほごめいれい}を受けた児童^{しどう}
- 父^{ちち}または母^{はは}が法令^{ほうれい}により1年以上^{ねんいじょうい}拘禁^{こうきん}されている児童^{しどう}
- 母^{はは}が婚姻^{こんいん}によらないで懐胎^{かいたい}した児童^{しどう}
- 母^{はは}が児童^{しどう}を懐胎^{かいたい}したときの事情^{じじよう}が不明^{ふめい}である児童^{しどう}





て あ て が く 手当の額は

監護・養育している児童数に応じて、次のとおり支給されます。

ただし、監護・養育している方や生計を同じくしている方の所得（請求者が父または母である場合は、児童の母または父からの養育費の8割の金額を含む。）によっては手当額の一部または全部が停止される場合があります。

(令和8年4月1日現在)

児 童 数	手 当 月 額	
	全部支給の方	一部支給の方
1 人 の と き	48,050円	48,040～11,340円
2 人 以 上	1人につき 11,350円加算	1人につき 11,340円～5,680円加算

※手当額（児童数による加算含む）は、全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。

所得制限限度

(令和6年11月1日以降)

扶養親族等の数	本 人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
	万円	万円	万円
0人	69	208	236
1人	107	246	274
2人	145	284	312
3人	183	322	350

全部支給は、月額 48,050 円です。

一部支給は所得に応じて月額 48,040 円から 11,340 円まで 10 円きざみの額です。具体的には次の算式により計算します。

手当額 = 48,040 円 -

$\frac{(\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0264029}{10 \text{ 円未満四捨五入}}$

10 円未満四捨五入

※1 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。

※2 所得制限限度額は、左記の表に定めるとおり、所得税法に規定する扶養親族等の数に応じて額が変わります。

(注) 1 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

2 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の方に限りません。以下同じ。）、老人扶養親族、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算した額となります。

(1) 本人の場合は、

① 同一生計配偶者または老人扶養親族 1 人につき 10 万円

② 特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 1 人につき 15 万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族 1 人につき 6 万円

3 扶養親族等が 4 人以上の場合には、1 人につき 38 万円（扶養親族等が 2 の場合にはそれぞれ加算）を加算した額となります。

次の表は上の算式を使って計算した扶養親族が 1 人の場合（父または母と子ども 1 人の世帯）の手当額の例です。

所得額（年額）	手当額（月額）
107万円	48,040円
130万円	41,970円
160万円	34,050円
246万円	0円（全部停止）



また、公的年金を受給されている方は、併給調整が行われることにより、手当の支給が全部又は一部制限されます。受給できる公的年金給付等を合計した額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されます。



手当を受けるための手続きは

お住まいの市役所、町 村役場に認定請求書を提出してください。

請求しないと、手当を受ける資格があっても手当は支給されません。

請求に必要な認定請求書は、市役所、町 村役場にあります。

また、この認定請求書以外にも書類が必要ですので、くわしくは各市役所または町 村役場の児童扶養手当担当課へおたずねください。



手当を受けられる時期は

提出された認定請求書を審査し、手当を受ける資格があると認められると、児童扶養手当証書が交付され、請求された月（市役所、町 村役場で受け付けた月）の翌月分から手当を受ける権利が発生します。

手当は、2か月分を毎年6回に分けて支給されます。

（原則として、奇数月の11日にそれぞれ支給されます。ただし、金融機関の休日当たるときは、直前の営業日になります。）



手当を受けるようになった後は

認定を受け、手当を受けるようになって、次のような場合はすぐ市役所、町 村役場に届を提出しなければなりません。

届の用紙は、市役所、町 村役場にあります。

①現況届

受給者の方は、年に1回、毎年8月1日から8月31日までの間に、市役所、町 村役場に現況届を提出しなければなりません。

これは、あなたの受給状況を確認するためのもので、この届を提出しなければ、手当は支給されません。

また、この届を2年間提出しないと自動的に手当を受ける資格を失いますので、ご注意ください。

- ② 手当の対象となる児童が増えたとき・・・額改定(増額)請求書
 ③ 手当の対象となる児童が減ったとき・・・額改定(減額)届
 ④ 受給資格がなくなったとき・・・資格喪失届

イ 受給者である父または母が婚姻した場合
 (内縁関係や同棲、生計を同じくしているなど事実上婚姻関係にある場合も含みます。)

ロ 遺棄していた父または母から連絡・仕送りなどがあった場合

ハ 刑務所に拘禁されている父または母が出所した場合(仮出所も含みます。)

ニ 受給者である母の児童が父と生計を同じくするようになった場合や、受給者である父の児童が母と生計を同じくするようになった場合

ホ 児童が入所施設に入った場合

ヘ 父または母や父母に代わり養育している人が児童を監護・養育しなくなった場合

ト 児童が死亡した場合

上記以外にも受給資格がなくなる場合がありますので、受給資格がなくなったと思ったらすぐお住まいの市役所、町・村役場にご相談ください。

なお、届出が遅くなって、手当の過払いがあったときは必ず返していただくことになります。

⑤ 年金を受けることができるようになった場合・・・公的年金給付等受給状況届・証明書
 (実際に受けていなくても、受ける資格ができた場合や受けることができるようになったのに、受けていない場合も含みます。)

⑥ 受給者が死亡したとき・・・受給者死亡届

⑦ 氏名が変わったとき・・・氏名変更届

⑧ 住所が変わったとき・・・住所変更届

⑨ 手当を受ける金融機関が変わったとき・・・支払金融機関変更届



お問い合わせ・ご相談は

市役所や町・村役場の児童扶養手当担当課へお気軽にどうぞ。

問い合わせや相談の内容は、秘密が守られますので、ご心配ありません。



その他

① 事実を偽ったり、不正の手段により手当を受けた場合は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法)

② 手当を受ける権利を他人に譲り渡したり、担保にしたりすることはできません。

- ③ 手当を受給して5年を経過する方や手当の支給要件に該当するに至った日から7年を経過する方(養育者を除きます。)は、就業や求職活動の状況などがわかる書類の届出が必要です。

県では母子家庭の母や父子家庭の父の就労・自立を支援するために「ひとり親家庭自立支援給付金事業」や「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」などを実施しています。

詳しくは「ひとり親家庭のしおり」をご覧ください。か、またはお住まいの市役所や町・村役場のひとり親家庭福祉担当課、県子ども家庭支援課や県福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センターにお問い合わせ・ご相談ください。

市福祉事務所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
徳島市福祉事務所	徳島市幸町2丁目5	(088)621-5194
鳴門市福祉事務所	鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088)684-1225
小松島市福祉事務所	小松島市横須町1-1	(0885)32-2114
阿南市福祉事務所	阿南市富岡町トノ町12-3	(0884)22-1677
吉野川市福祉事務所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	(0883)22-2267
阿波市福祉事務所	阿波市市場町切幡字吉田201-1	(0883)36-6820
美馬市福祉事務所	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	(0883)52-5606
三好市福祉事務所	三好市池田町シンマチ1474	(0883)72-7648

県福祉事務所

名 称	所 在 地	電話番号	担当区域
東部福祉事務所	徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8711	勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
南部福祉事務所	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7368	那賀郡、海部郡
西部福祉事務所	三好市池田町マチ2415	0883-76-0413	美馬郡、三好郡

母子家庭等就業・自立支援センター（公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会）

所 在 地 徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター2階

電 話 番 号 088-654-7418

発 行

徳島県子ども未来部
子ども家庭支援課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL(088)621-2707